

利根川中流4県境広域避難部会の 設置について

令和8年5月27日

利根川上流域大規模氾濫に関する減災対策協議会

規約の改定（利根川中流4県境広域避難部会の設置）について

1 要旨

協議会規約第4条の規定により、新たに利根川中流4県境広域避難部会を設置する。

2 設置の理由

これまでににおいて、【利根川中流4県境広域避難協議会】として、逃げ遅れゼロを目標に利根川中流域での大規模氾濫に備え、広域避難を実現することを目的に課題解決に向けた取組の推進を図ってきたところ。

【利根川中流4県境広域避難協議会】の枠組みをそのままに、利根川上流域大規模氾濫に関する減災対策協議会内に部会設置することにより、広域避難協議会構成員以外の参画を目指し、さらなる課題解決や避難受入自治体の増加を目指す。

また、これまで【利根川中流4県境広域避難協議会】において実施してきた取組、広域避難に係るノウハウを利根川上流域大規模氾濫に関する減災対策協議会に享受し、本協議会のさらなる発展を目指すものとする。

3 設置の時期

本協議会における議決をもって設置する。

4 部会の構成員

規約(案)別表2(資料4-2)のとおり

参考(減災対策協議会 規約抜粋)

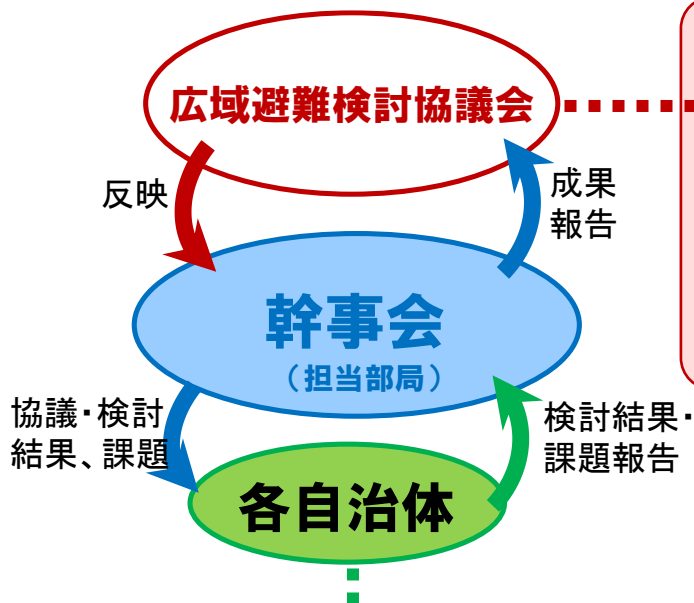
(部会)

第4条 協議会は複数の氾濫ブロックをまとめた全体を対象とするが、氾濫ブロックごとの地域の実情に応じて適切に検討を行うため、協議会に部会を置く。

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会等の議事の手続き、その他運営に関し必要な事項については、協議会等で定めるものとする。

利根川中流4県境広域避難協議会の概要

目的 利根川と渡良瀬川が合流する地域である利根川中流部において、利根川氾濫時の適切な広域避難による「逃げ遅れゼロ」の実現を目的とする。



広域避難検討協議会 首長自らが情報発信する場

【メンバー】7市町の首長、利根川上流河川事務所長、東京管区気象台気象防災部長
【オブザーバー】広域避難先候補自治体、周辺自治体の首長、4県の危機管理部局代表、4県の地方気象台長

《協議内容》

- ◎自治体間連携を含む広域避難体制を構築・運用のための検討
- ◎広域避難の気運を高め、必要なときに適切に広域避難できる住民をつくるための検討

各自治体では、協議結果等を踏まえ、地域防災計画へ落とし込みへの検討

↓ 境町の避難の様子



広域避難所に向かう避難者

← 境町の避難の様子
↓ 加須市の避難の様子



バスによる避難者の輸送の



10/13 02:40
域外へ避難するための橋
(埼玉大橋)

避難中のバス

域外への避難の様子

令和元年台風19号
利根川沿川における広域避難

利根川中流4県境広域避難協議会の検討体制と主な取組み

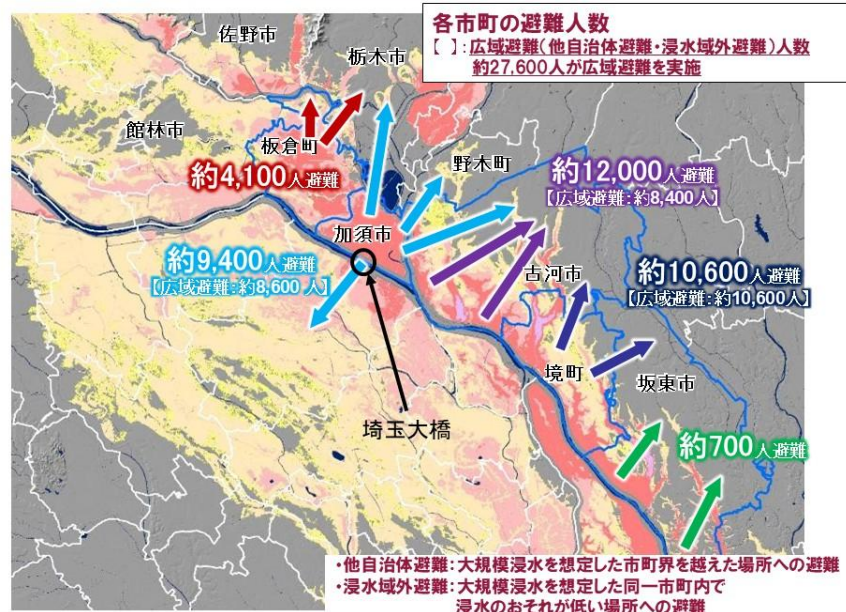
構成員

- メンバー
板倉町、加須市、古河市、境町、坂東市、
館林市、佐野市、
東京管区气象台、利根川上流河川事務所
- オブザーバー
栃木市、野木町、千代田町、明和町、
群馬県、埼玉県、茨城県、栃木県、
水戸地方气象台、宇都宮地方气象台、
前橋地方气象台、熊谷地方气象台

最近の主な取組み

- 今後の取組み・課題の検討
- 広域避難判断訓練の実施、検証

令和元年東日本台風時の広域避難状況



今後のスケジュール（広域避難協議会の減災対策協議会への移行）

